

平成30年第3回安堵町議会定例会会議録

(3日目)

日時 平成30年9月14日(金) 午前10時

場所 安堵町役場 議場

1 応招議員 10名

1番	山岡 敏	2番	浅野 勉
3番	大星 成司	4番	森田 瞳
5番	島田 正芳	6番	中本 幸一
7番	松田 和代	8番	岡田 裕明
9番	田中 幹男	10番	福井 保夫

2 出席議員 10名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	北田 秀章
教 育 長	楮山 素伸		
事業部門理事	中野 彰宏		
総合政策課長	富井 文枝	総 務 課 長	吉村 良昭
税 務 課 長	吉田 彰宏	住 民 課 長	辻井 弘至
健康福祉課長	岡田真地子	人権同和対策課長	長岡 康
農 政 課 長	寺田 充宏	産 業 建 設 課 長	堀川 雅央
上下水道課長	石橋 史生	教 育 次 長	吉田 一弘
会計管理者 職務代理	溝本 貴宏		

5 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	富士 青美	議会事務局係長	吉川 明宏
--------	-------	---------	-------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

第1 文教厚生常任委員会委員長報告

第2 一般会計決算審査特別委員会委員長報告

認定第1号 平成29年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について

第3 特別会計等決算審査特別委員会委員長報告

認定第2号 平成29年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第3号 平成29年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 平成29年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第5号 平成29年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について

認定第6号 平成29年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号 平成29年度安堵町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

第4 議案第14号 安堵町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

第5 議案第15号 （仮称）安堵町文化観光館整備工事の請負契約の締結について

第6 議員派遣について

第7 委員会の閉会中の継続調査について

第8 諸般の報告

開 会
午前10時00分

議長（森田 瞳） おはようございます。

定足数に達しております。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程に従い進めてまいります。

日程第1「文教厚生常任委員会委員長報告」を議題とします。

議案第7号を付託しましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。田中委員長。

文教厚生常任委員会委員長（田中幹男） はい。

（田中文教厚生常任委員会委員長 登壇）

文教厚生常任委員会委員長（田中幹男） おはようございます。9番 田中幹男でございます。

それでは、文教厚生常任委員会報告を申し上げます。

去る8月31日の本会議において付託されました議案の審査等のため、当常任委員会を開催いたしましたので、下記のとおり、会議規則71条の規定により報告をいたします。

審査等事項 付託案件について。

議案第7号「安堵町立認定こども園設置条例の制定について」であります。

開催日時 平成30年9月10日、午前10時より10時50分まで。

出席者 4名。委員長に私 田中、浅野副委員長、中本委員、福井委員。

欠席者 島田委員でございます。

報告内容 1. 付託案件

去る、8月31日の本会議において付託されました、議案第7号「安堵町立認定こども園設置条例の制定について」住民課長等から設置条例の制定内容について詳細な説明を受け、その後に質疑を行いました。

今回の設置条例制定の目的について、安堵町は就学前の子どもに関する教育、保育等の提供の総合的な推進に関する法律（平成18年法律第77号）第12条の認定に基づき、同法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園を安堵町に設置するためであります。

安堵町立安堵こども園の創設は、安堵町の就学前教育の推進に大いに有効であることを確認いたしました。

当常任委員会における審査の結果、当委員会は全会一致で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上でございます。

（田中文教厚生常任委員会委員長 降壇）

議長（森田 瞳） これより、委員長報告に対する質疑を行います。
質疑、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。
議案第7号「安堵町立認定こども園設置条例の制定について」討論を行います。
討論、ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。
これより、議案第7号について採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
議案第7号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） はい。起立、全員です。
お座りください。

議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第2「一般会計決算審査特別委員会委員長報告」を議題とします。

認定第1号を付託しましたので、委員長の報告を求めます。

一般会計決算審査特別委員会委員長（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。田中委員長。

一般会計決算審査特別委員会委員長（田中幹男） はい。

（田中一般会計決算審査特別委員会委員長 登壇）

一般会計決算審査特別委員会委員長（田中幹男） それでは、報告申し上げます。

安堵町議会議長 森田 瞳 殿

一般会計決算審査特別委員会委員長 田中幹男

平成29年度一般会計決算審査特別委員会報告を申し上げます。

本特別委員会に付託されました案件について審査を行いましたので、安堵町議会会議規則第71条の規定により、次のとおり報告いたします。

1. 審査案件

認定第1号「平成29年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について」であります。

2. 審査の経過

開催日時及び場所 平成30年9月5日、水曜日、午前10時より。

安堵町議会第2委員会室

出席委員は、私 委員長に田中、副委員長 福井委員、浅野委員、大星委員、島田委員、松田委員、岡田委員、オブザーバーとして森田議長、中本監査委員。

説明員として、西本町長、北田副町長、楮山教育長、中野事業部門理事、富井総合政策課長、吉村総務課長、吉田税務課長、辻井住民課長、高永健康福祉課主幹、長岡人権同和対策課長、寺田農政課長、堀川産業建設課長、石橋上下水道課長、吉田教育次長、溝本会計管理者職務代理。

事務局より、富士局長、吉川係長が出席をしております。

3. 内容でございます。

8月31日の本会議において、当委員会に付託されました、認定第1号「平成29年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について」総合政策課長等から決算書と「主要な施策の成果」を基に、決算概要及び歳入歳出状況の説明を受け、審査を行いました。

歳入総額35億806万4,149円、歳出総額33億4,117万166円、歳入歳出差引総額1億6,689万3,983円。

歳出について、予算現額36億5,720万8,000円に対する支出済額は、33億4,117万166円。前年度に比べ1億7,563万6,210円の増額。

翌年度繰越額1億5,573万4,000円を差し引いた不用額は、1億6,030万3,834円。前年度より6,300万9,210円減額をしております。

庁舎空調整備事業、地域交流館「なでしこ」整備事業、地域密着型サービス施設整備事業、文化交流館・駐車場等の設計、台風災害等処理の臨時土木工事、中学校トイレ改修等による増額。

厳しい財政状況の中、適切に町の施策に取り組んでいることを認めます。

審査し、採決の結果、全員の賛成で、本委員会として原案どおり認定すべきものと決しました。以上でございます。

(田中一般会計決算審査特別委員会委員長 降壇)

議長（森田 瞳） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、認定第1号「平成29年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について」採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

認定第1号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） 起立、全員です。

お座りください。

認定第1号は、委員長の報告のとおり認定されました。

議長（森田 瞳） 日程第3「特別会計等決算審査特別委員会委員長報告」を議題とします。

認定第2号から認定第7号までを付託しましたので、委員長の報告を求めます。

特別会計等決算審査特別委員会委員長（山岡 敏） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。山岡委員長。

特別会計等決算審査特別委員会委員長（山岡 敏） はい。

(山岡特別会計等決算審査特別委員会委員長 登壇)

特別会計等決算審査特別委員会委員長（山岡 敏） 改めまして、おはようございます。

特別会計等決算審査特別委員会報告を行います。

本委員会に付託された審査について、下記のとおり、会議規則第71条の規定により報告をいたします。

審査案件 平成29年度安堵町特別会計等歳入歳出決算の認定について。

次に、審査の経過。

開催日 平成30年9月6日、午前10時からです。

開催場所 安堵町議会第2委員会室

出席委員 委員長 山岡、副委員長 浅野委員、大星委員、島田委員、松田委員、岡田委員、田中委員、福井委員、以上8名です。

オブザーバーといたしまして、議長 森田議長、議会選出監査委員 中本委員。

説明員といたしまして、西本町長、北田副町長、楮山教育長、中野事業部門理事、富井総合政策課長、吉村総務課長、吉田税務課長、辻井住民課長、高永健康福祉課主幹、長岡人権同和对策課長、寺田農政課長、堀川産業建設課長、石橋上下水道課長、吉田教育次長、溝本会計管理者職務代理。

事務局側から富士局長、吉川係長。

それでは、委員会の報告を行います。

8月31日の本会議で付託を受けました、平成29年度安堵町特別会計等歳入歳出決算を審査するため、決算審査特別委員会を開催いたしましたので報告します。

認定第2号「平成29年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」。

平成29年度の決算額は、歳入総額1億2,234万7,450円、歳出総額1億8,692万7,807円、実質収支額は6,458万357円の赤字です。

被保険者数が減少傾向である、平成30年度は県単位化に移行したので、来年の会計決算には変化が表れるだろうと考えます。

審査の結果、全委員の賛成で、本件について当委員会は認定すべきものと決した。

2番目 認定第3号「平成29年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」です。

平成29年度の決算額は、歳入総額65万3,106円、歳出総額2,556万8,470円、実質収支額は2,491万5,364円の赤字となっています。

これは、長年にわたり累積されてきたものであります。

審査の結果、全委員の賛成で、本件について当委員会は認定すべきものと決した。

3番目 認定第4号「平成29年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」。

平成29年度の決算額は、歳入総額、歳出総額ともに、2億7,002万5,324円。

平成28年度決算よりも、1,935万3,340円の増額。

平成29年度末における下水道整備状況は、処理区域内人口7,003人を基に算出すると、普及率93.5%、水洗化率66.9%であります。

年々微増している水洗化率の向上のため、今後も更に取り組むことを確認した。

審査の結果、賛成多数により、本件については、当委員会は認定すべきものと決した。

4番目 認定第5号「平成29年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について」。

平成29年度の決算額は、歳入総額は6億8,068万3,008円です。歳出総額6億7,376万2,039円です。実質収支額は、692万969円の黒字であります。

審査の結果、全員の賛成で、本件について当委員会は認定すべきものと決しました。

5番目 認定第6号「平成29年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」です。

本特別会計は、75歳以上の高齢者を対象として、平成20年4月に創設。

運営は、都道府県単位の広域連合組織で行っています。

平成29年度の決算額は、歳入総額8,659万347円、歳出総額8,644万3,247円、実質収支額14万7,100円です。

審査の結果、全委員の賛成で、本件については、当委員会としては認定すべきものと決しました。

6番目 認定第7号「平成29年度安堵町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」。

まず、剰余金の処分については、1,598万2,000円を資本金へ組み入れ、資本剰余金2億3,549万960円を未処分処理利益剰余金に処分され、審査の結果、全委員の賛成で、当委員会として可決すべきものと決定した。

平成29年度の水道事業収益1億6,720万9,008円です。水道事業費用1億6,635万3,935円です。収支差額85万5,073円の黒字です。

審査の結果、全委員の賛成で、本件について当委員会は認定すべきものと決しました。

以上でございます。

(山岡特別会計等決算審査特別委員会委員長 降壇)

議長(森田 瞳) これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

これより、1件ずつ、討論、採決を行います。

認定第2号「平成29年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。

討論、ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、認定第2号について採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

認定第2号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。

お座りください。

認定第2号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長（森田 瞳） 次に、認定第3号「平成29年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、認定第3号について採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

認定第3号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） はい。起立、全員です。

お座りください。

認定第3号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長（森田 瞳） 次に、認定第4号「平成29年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。

討論、ございませんか。

9番（田中幹男） はい。議長。

議長（森田 瞳） はい。田中議員。

（田中議員 登壇）

9番（田中幹男） はい。では、報告の反対討論を申し上げます。

下水道事業の水洗化の進捗状況が、このところ芳しくありません。

とりわけ、町の持ち物であります、公営住宅、改良住宅、そしてマンションを含む、東安堵地域の水洗化の状況は15%であり、他地域の70%に比べ、大きく立ちおけております。

よって、反対を申し上げます。

今後、計画的に、スピード感を持って事業を進めることに期待し、発言を終わります。

以上でございます。

（田中議員 降壇）

議長（森田 瞳） ただいま、原案に対する反対討論がございました。

これにつきまして、賛成の討論を求めます。

3番（大星成司） はい。

議長（森田 瞳） はい。大星議員。

（大星議員 登壇）

3番（大星成司） 大星でございます。私は、賛成といたします。

ここ数年で見通しも立っているということなので、期待を込めまして賛成したいと思います。以上でございます。

議長（森田 瞳） ただいま、原案に対する賛成者の発言がございました。
ほかに、討論、ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） これで、討論を終わります。
これより、認定第4号について採決します。
本案に対する委員長の報告は、認定です。
認定第4号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、多数です。
お座りください。
認定第4号は、委員長の報告のとおり認定されました。

議長（森田 瞳） 次に、認定第5号「平成29年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入
歳出決算の認定について」討論を行います。
討論、ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。
これより、認定第5号について採決します。
本案に対する委員長の報告は、認定です。
認定第5号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） はい。起立、全員です。

お座りください。

認定第5号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長（森田 瞳） 次に、認定第6号「平成29年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。

討論、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、認定第6号について採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

認定第6号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） はい。起立、全員です。

お座りください。

認定第6号は、委員長の報告のとおり認定されました。

議長（森田 瞳） 次に、認定第7号「平成29年度安堵町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」討論を行います。

討論、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、認定第7号について採決します。

本案に対する委員長の報告は、剰余金の処分については原案のとおり可決、決算については認定です。

失礼します。この本案に対する委員長の報告の中で、「剰余金の処分については原案どおり可決」ということの内容につきまして、ちょっと委員長の報告はなかったようでございますので、この件につきましては修正させていただきます。

認定第7号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） はい。起立、全員です。

お座りください。

認定第7号は、委員長報告のとおり剰余金の処分については原案可決、決算については認定されました。

議長（森田 瞳） 日程第4 議案第14号「安堵町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて」議題とします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

税務課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田税務課長。

(吉田税務課長 登壇)

税務課長（吉田彰宏） 改めまして、おはようございます。税務課の吉田です。

よろしく申し上げます。

議案第14号「安堵町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて」を御説明させていただきます。

地方税法第404条第2項の規定により、固定資産を適正に評価し、町長が行う価格決定を補助するため固定資産評価員を設置することとなっています。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

本件は人事案件でございますので、討論を省略し、採決します。

この採決は、起立によって行います。

これより、議案第14号を採決します。

この採決は起立によって行いますので、本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。

お座りください。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) 日程第5 議案第15号「(仮称)安堵町文化観光館整備工事の請負契約の締結について」議題とします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長(堀川雅央) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。堀川産業建設課長。

(堀川産業建設課長 登壇)

産業建設課長(堀川雅央) 改めまして、おはようございます。産業建設課 堀川でございます。

それでは、議案第15号「(仮称)安堵町文化観光館整備工事の請負契約の締結について」御説明させていただきます。

本件につきましては、本年6月の第2回安堵町議会定例会におきまして、現在整備を進めています安堵町の観光拠点整備事業の主たる施設、(仮称)安堵町文化観光館整備工事等に

係る補正予算を御可決いただきましたので、今月の6日に指名競争入札により入札を執行いたしました。

その結果、本件は予定価格が5,000万円を超えるものでありますので、議会の議決に付すべく契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案書の2枚目、3枚目、4枚目には、平面図、立面図、外構図をお付けさせていただいております。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第15号

(仮称)安堵町文化観光館整備工事の請負契約の締結について

(仮称)安堵町文化観光館整備工事に係る請負契約の締結について、次のとおり契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年安堵村条例第2号)第2条の規定により議会の議決を求める。

平成30年9月14日提出

安堵町長 西本 安博

記

1. 契約の目的 (仮称)安堵町文化観光館整備工事
2. 契約の方法 指名競争入札
3. 契約の金額 138,078,000円
(うち消費税10,228,000円)
4. 契約の相手方 奈良県磯城郡田原本町大安寺102-1
吉村建設株式会社
代表取締役 吉村 輝高

産業建設課長（堀川雅央） 以上でございます。

御審議、御可決のほど、よろしく願いいたします。

（堀川産業建設課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第15号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。

お座りください。

議案第15号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第6「議員派遣について」を議題とします。

議員派遣については、お手元に配付しておりますとおり、派遣を決定したいと思います。

私の方から説明をいたします。

議員派遣について

平成30年9月14日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び安堵町議会会議規則第122条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

記

1. 行政視察

(1) 目的

子育て支援及び定住促進事業の先進地を訪問し、安堵町において活かせることを調査・研究する。

(2) 派遣場所 岡山県勝田郡奈義町 奈義町役場

(3) 派遣期日 平成30年10月26日 金曜日

(4) 派遣議員 森田、島田議員、山岡議員、浅野議員、大星議員、中本議員、松田議員、岡田議員、田中議員、福井議員。

なお、町長ほか、担当職員の御同行願います。

2. 視察目的

(1) 目的

安堵町にごみ広域処理中継施設の整備を計画している稼働状況を調査するために視察する。

(2) 派遣場所 奈良県北葛城郡上牧町 ごみ中継施設

(3) 派遣期日 平成30年9月20日 木曜日

(4) 派遣議員 森田、島田議員、山岡議員、浅野議員、大星議員、中本議員、松田議員、岡田議員、田中議員、福井議員。

町長ほか、職員の御同行願う予定です。

3. 遊水地視察

(1) 目的

安堵町内に整備する遊水地の、平常時の有効な利活用方法を検討するために、先進地を視察する。

- (2) 派遣場所 大阪府大東市・寝屋川市 寝屋川治水緑地（深北緑地）
- (3) 派遣期日 平成30年10月19日 金曜日
- (4) 派遣議員 森田、島田議員、山岡議員、浅野議員、大星議員、中本議員、松田議員、岡田議員、田中議員、福井議員。

なお、担当職員の御同行を願う予定です。

4. 明治150年事業参加

(1) 目的

明治150年の本年、全国的に記念事業が展開されております。町議会議員として見聞を広めるため、安堵町が主催するシンポジウム「大和維新」に参加をいたします。

- (2) 派遣場所 東京都千代田区 明治大学リバティホール
- (3) 派遣期日 平成30年11月11日 日曜日
- (4) 派遣議員 森田、島田議員、山岡議員、浅野議員、大星議員、中本議員、松田議員、岡田議員、田中議員、福井議員。

町長、教育長ほか、担当職員、御同行願える予定です。

議長（森田 瞳） お諮りします。

お手元の資料のとおり、議員派遣することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

議員派遣については、そのようにさよう決定いたします。

議長（森田 瞳） 日程第7「委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

始めに、総務産業建設常任委員会委員長から会議規則第69条の規定により、お手元に配っております申出書のとおり、所管事務について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。

次に、文教厚生常任委員会から会議規則第69条の規定により、お手元に配付しております申出書のとおり、所管事務について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

文教厚生常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。

議会運営委員会から会議規則第69条の規定により、お手元に配っております申出書のとおり、所管事務について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。

議長(森田 瞳) 続いて、日程第8「諸般の報告」を行います。

議会からはありません。

行政側から報告、ございませんか。

ないですか。はい。

ないようですので、これで諸般の報告を終わります。

議長（森田 瞳） これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成30年第3回安堵町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉 会

午前10時50分
